

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|---|---|
| <p>(負担金の徴収方法)</p> <p>第 4 条 一略一</p> <p>2 前項の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した<u>年度</u>（当該国営土地改良事業によつて生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧を併せ行つたときは、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める年度の初日とする。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> | <p>(負担金の徴収方法)</p> <p>第 4 条 一略一</p> <p>2 前項の支払期間の始期は、当該国営土地改良事業が完了した<u>年度</u>（国営土地改良事業によつて生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧又は突発的な事故による被害の復旧（以下「災害復旧等」という。）を併せ行つたときは、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧等の全てが完了した年度）の翌年度の初日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める年度の初日とする。</p> <p>(1)及び(2) 一略一</p> |